

# 【記入の手引き】①

## 【扶養控除等申告書】の記入について

■ H27年分の申告書には、  
H27年12月31日時点の状況を記入して下さい。  
(印字内容は、10月10日時点の情報です)  
■ H28年分の申告書には、  
H28年1月1日時点の状況を記入して下さい。

① 世帯主名が本人以外の場合は空白になっていますので  
ご自身で記入ください。氏名欄に捺印もお願いします

② 住民票の登録住所になっているかご確認ください。

③ 控除対象扶養親族(16歳以上)  
平成12年1月1日以前生まれの扶養家族氏名が表記されています。  
(注)平成12年1月2日以降生まれの扶養家族氏名は  
下段の⑩に表記されます。

④ 以下に該当する場合、○印がついているかご確認ください。

年齢が70歳以上の方(昭和21年1月1日以前に出生)  
同居している → 『同居老親等』  
同居していない → 『その他』

⑤ 以下に該当する場合、○印がついているかご確認ください。

年齢が19歳以上22歳以下  
(平成5年1月2日～平成9年1月1日生まれ)

⑥ 扶養親族の住所を確認して下さい。  
※空白の場合は記入下さい

⑦ 平成27年の所得見込み額を記入してください。  
収入が無い場合は0とご記入下さい。  
※年間所得38万円以下であれば扶養に入れることができます。

◇記入される際、下記計算式を参照下さい。

### ①給与収入のみ

・年齢関係なく：収入額 - 65万円 = 所得  
<例> 収入103万円の場合 103万-65万 = 38万円 ←記入

### ②年金収入のみ

・65歳以上：収入額 - 120万円 = 所得  
・65歳未満：収入額 - 70万円 = 所得  
(注)遺族年金・障害年金は除きます。

### 所得の記載方法が分からない場合…

「収入の種類」と「金額」の記載をお願いします。  
<例>「給与収入 80万円」、「老齢年金 100万円」など

⑧ 1 障害者…障害状況を○印で示し、  
『障害者等の内容』欄にそれぞれ必要事項を記入して下さい。

※申告内容に変更があった場合は手帳のコピーを提出して下さい

## 平成27年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
この申告書は、2か所以上から給与を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

扶

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	フリガナ 知く (印) 世帯主の氏名	配偶者の有無	仮たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合は○印を付けてください。) 無
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	長龍 太郎	本人	
市区町村長	581-0085 大阪府八尾市安中町1-1-29	大阪府 八尾市 安中町 2-1-1	長龍 太郎	本人	

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和11年以前生)	特定扶養親族(平成12年生～平成21年生)	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成26年中に異動があった場合に記載してください。)	
主たる給与から控除を受ける	A 控除対象配偶者	長龍 花子	昭和48年12月	同居老親等	○	大阪府八尾市安中町 2-1-1	パート給与収入 100万円		
	B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平成12年以前生)	1 長龍 一郎	昭和48年4月	同居老親等	○	大阪府八尾市安中町 2-1-1	アルバイト給与収入 60万円		
		2 長龍 二郎	昭和48年6月	同居老親等	○	大阪府八尾市安中町 2-1-1	0円		
	C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生等の事実(該当する欄等に○を付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記入して下さい。)							
		1 障害者	本人	配偶者	扶養親族	寡婦	特別の寡婦	寡夫	勤労学生
2 特別障害者		○	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)			
	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)			

所得欄、必ず記入をお願いします!!  
所得の計算が不明な方は、  
「給与収入●円」、「老齢年金●円」で可。  
遺族年金・障害年金は非課税、0円と記載下さい。

### ○住民税に関する事項

氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)	
16歳未満の扶養親族(平成12年1月2日以後生)	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)
1	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)
2	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)
3	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)

⑨ 該当する場合、○印を示して下さい。

2 寡婦…◇扶養親族or生計を一にする子がある「夫と死別 or 離婚後、婚姻していない方」又は

「夫の生死が明らかでない方」

◇年間合計所得が500万円以下で、「夫と死別してから婚姻していない」又は「夫の生死が明らかでない方」

3 特別の寡婦…上記の寡婦の内、扶養親族である子を有し、かつ、年間合計所得が500万円以下の方

4 寡夫…生計を一にする子があり、年間合計所得が500万円以下で、「妻と死別 or 離婚してから婚姻していない方」

5 勤労学生…大学、高等学校に通う方で年間所得が65万円(給与収入のみの場合)130万

⑩ 他の所得者が控除を受ける同居親族がいる場合はご記入下さい。

⑪ 16歳未満の扶養親族(平成12年1月2日以降生まれ)の方はこちらに表記されます。  
※あわせて、平成27年の所得見込み額を記入ください。

(注)平成27年中に16歳になる方は上記の③に表記されています。

税制改正に伴い平成23年1月より16歳未満の子供は『所得税法上の控除対象扶養親族』に該当しない事となりました。